



福祉協力委員 活動の手引き

～住み慣れた地域でみんなが
安心して暮らせるために～

もくじ

- 1 福祉協力委員とは  ~
- 2 福祉協力委員になったら  ~
- 3 活動中のケガや事故について 
- 4 福祉協力委員のあなたへ 
- 5 福祉推進会モデル会則 
- 6 福祉協力委員設置要綱 
- 7 関係機関の連絡先一覧 巻末



1 福祉協力委員とは

少子高齢化の進展やそれに伴う認知症高齢者の増加、一人暮らし高齢者世帯の増加など家庭や地域におけるつながりが薄れる中、地域社会においては、社会的孤立や経済的困窮といった深刻な生活課題を抱える人や世帯が増加しています。

その多くは多様な生活課題を抱えており、中には**自ら助けを求めることができない場合も**あり、助けを求める住民は私たちの想像以上にいると考えられます。

しかし、暮らしの困りごとがあっても、住民だれもが**住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことを願っている**のではないのでしょうか。

このような背景から、西都市社会福祉協議会(通称:社協)では、地域の皆さまのご理解とご協力の上で、近隣住民同士の支え合い・助け合い活動の推進をしています。

地域のつながりづくりは、一部の住民のみではできません。**区福祉推進会長、公民館長、民生委員児童委員等と一緒に地域福祉活動を推進する役目を担う**のが、

「福祉協力委員」です。

特別なことをするのではなく、身近な住民同士での声掛けや一人暮らしの住民、困りごとがある住民の見守りを意識することでその役割を担うことに繋がります。

※任期は、委嘱から原則2年間です。



1



福祉協力委員委嘱の流れ



区福祉推進会

区福祉推進会において福祉協力委員として、一緒に活動して欲しい住民を選出し、社協へ委嘱の推薦を行います。
(福祉協力委員推薦書の提出)



社協



区福祉推進会からの推薦書をもとに、委嘱状を交付し、福祉協力委員としての活動を支援します。



- ・委嘱状の交付
- ・福祉協力委員活動の手引き
- ・各福祉推進会との連携
- ・福祉協力委員名札の配布
(名札は希望する区にのみ配布)

※ 任期は原則2年間としています。
(区長の任期と同一期間で設定)
※ 各福祉推進会において、必要があれば任期途中に福祉協力委員の変更をしてもかまいません。
その場合は、変更の届け出を社協に行います。

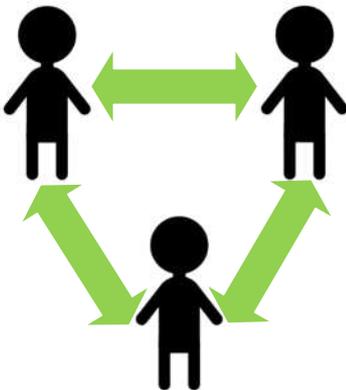


2 福祉協力委員になったら

活動のモデルケース



自身の生活エリアに見守りが必要と思われる住民(一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がいによって暮らしに困りごとのある住民等)がいることを知った。



① 区福祉推進会長へ連絡



② 区福祉推進会役員(区長、公民館長、民生委員児童委員等)との情報の共有

見守りで
気付いたことを共有

③ 対象者の見守り

- 1 声掛けによる安否確認・見守り
- 2 電話による安否確認・見守り



④ 区福祉推進会役員(区長、公民館長、民生委員児童委員等)との情報の共有

知り得た情報や秘密を守りましょう。(秘密保持:5P参照)
福祉協力委員も地域に住む住民のひとりです。お互いの信頼関係を大切にするためにも、活動中に知ったことは、むやみに口外しないように心がけましょう。

3



安否確認等声掛けの対象となる住民



- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者(昼間に1人で過ごしている場合も含みます)
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 暮らしに困りごとのある住民
- ④ その他、安否確認が必要と思われる住民



声掛けや安否確認の際には、対象者の普段の様子とのちょっとした変化(身体・精神的な変化)や下記のような内容を注視して、普段の暮らしぶりと変わりがないかどうかをさりげなく気を付けてみてください。

安否確認の時に気を付けて観察する主な内容

- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている
- 電気が付けたまま、あるいは夜になっても電気が付かない
- 洗濯物が何日も干したままになっている
- 1日中カーテンや雨戸が閉まっている
- 家の周りに物がたまっていき、整理されない
- 異臭がする
- 普段と明らかに様子が違う



4

この活動は、ボランティア活動であり、対象者の緊急時に責任が生じることはありません。その状況に応じた、出来る限りの対応をしてください。



福祉協力委員としてのところがまえ

①仲間とともに活動しましょう

福祉協力委員だけが地域福祉活動を行うのではなく、近所の人たちと協力しましょう。
回覧板を渡すついでにお話を伺う等、無理のないカタチを見つけましょう。



②対象者の立場・気持ちに配慮して関わりましょう

すべての住民は対等な関係であることを忘れずに、よき理解者として関わりましょう。
「～してあげる(た)」という考え方はふさわしくありません。



③プライバシーを守りましょう(秘密保持)

お互いの信頼関係を大切にしましょう。
さまざまな情報を知ることになります。むやみに口外しないように気を付けましょう。



④一人で抱え込まないようにしましょう

活動を通して、気付いたことや対応に悩むことがあれば、すぐに区推進会長や公民館長、民生委員等に相談しましょう。



⑤福祉の情報を知りましょう(地域活動や制度等)

自分の地域で行われている福祉活動を知り、積極的に参加しましょう。
福祉に関する情報にアンテナを張ることで活動のヒントにもなります。



⑥事故やケガをしないように気を付けましょう

安全第一に活動しましょう。
危険を伴うことや専門性のあることは、専門家に頼るようにしましょう。



3 活動中の事故やケガ等について

ボランティア活動保険に加入しています

- 福祉協力委員の活動時、万が一の事故やケガに備え、安心して活動していただくために、社協が一括して「**ボランティア活動保険**」に加入しています。
(推薦書を基に加入手続きを行っています。)
- **福祉協力委員活動中**に事故やケガをしてしまった場合や、ケガをさせてしまった、物を壊してしまった場合などが主な保険の対象となります。
- 補償期間は、**4月1日～翌年3月31日までの1年間**です。
- 任期期間中に**福祉協力委員の変更**がある場合は、新任者の活動開始前に、**社協へ報告**してください。
(保険加入の手続きが必要になります。)
- **事故やケガ等が発生した場合は**、区福祉推進会**長を通じて社協へ**すみやかに**ご連絡ください**。

6



4 福祉協力委員のあなたへ

社協では、すべての住民が、**住み慣れた地域で安心して暮らし続ける**ために「地域の福祉」を高める取り組みのひとつとして、福祉協力委員の委嘱を行っています。

これまで、福祉協力委員のみなさまは、区に設置されている「**福祉推進会**」の**一員・仲間**として、区長・公民館長・民生委員児童委員等と一緒に、助けが必要な地域住民の見守り活動や地域の福祉課題(困りごと)を解決するために、様々な活動にご尽力いただいています。

今後とも、**地域福祉の推進にご理解**くださいますようよろしくお願いいたします。

みつける

困っている(かもしれない)人やひとりぼっちの人など、助けを必要とする人を

知らせる

福祉推進会長や公民館長、民生委員児童委員等に

広める

福祉の情報や地域の活動を助け合いの必要性を地域住民に

つながる

地域住民や地域を支える専門職(行政・社協・包括等)と

7



〇〇福祉推進會會則(モデル會則)

(名称・事務所の所在地)

第1条 この會は、〇〇福祉推進會(以下、本會という。)といい、事務所を會長宅に置く。

(目 的)

第2条 本會は本地域内の実態に応じた住民福祉の推進を図ることを目的とする。

(地域・會員)

第3条 本會に属する地域は、行政区とし、当該地域に居住する全住民を會員とする。

(活 動)

第4条 本會は、第2条の目的を達成するため、次の活動に取り組む。

- (1) 地域内の福祉状況等の把握
- (2) 地域内の福祉課題等についての検討會
- (3) 地域住民主体の各種福祉活動
- (4) その他目的達成のために必要なこと

(役 員)

第5条 本會は、地域内の次の者を役員とし會の運営にあたる。

- (1) 市政連絡区長
 - (2) 自治公民館長
 - (3) 民生委員児童委員
 - (4) 福祉協力委員
 - (5) その他、必要と認められる者
- 2 本會に會長1名、副會長1名、會計1名、監事2名を置く。
- 3 會長・副會長・會計は・役員の互選とする。
- 4 監事は、役員以外の會員から會長が選任する。
- 5 會長は、本會を代表し會務を統括する。副會長は會長を補佐し、會長に事故ある時は、その職務を代理する。會計は、會計事務を処理する。
- 6 監事は、本會の業務及び會計を監査し役員會に報告する。
- 7 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。補充等による任期は前任者の残任期間とする。

(役員會)

第6条 本會は、活動の充実及び役員間の連絡調整を目的に役員會を開催する。

2 役員會は、必要に応じて會長が招集しその議長となる。

(経費・會計年度)

第7条 本會の経費は、自己財源確保事業の益金等をもってこれに充てる。

2 本會の會計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第8条 この會則のほか、本會の運営上必要な事項は、役員會が別に定める。

8

(附則)

この會則は、 年 月 日から施行する。



福祉協力委員設置要綱

(目的)

第1条 小地域における、きめ細かな要支援者の見守り活動を計画的かつ継続的に行い、関係機関との連携により、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 上記の目的を達成するために、必要相当数の福祉協力委員を設置する。
2 必要相当数とは、日常的に訪問活動等を行い担当区域内の状況把握が行える程度(概ね30世帯以内に1名)とするが、人口形態や分布・地形・習慣等当該地域における諸事情に応じて考慮されるものとする。

(選任)

第3条 福祉協力委員は、地域の生活福祉向上に対する熱意と良識を有する地域住民より区福祉推進会長が推薦し社会福祉法人西都市社会福祉協議会長が委嘱する。
2 福祉協力委員の選任にあたっては、その活動内容に鑑み、できるだけ長期にわたり活動できる者を選任するよう努める。

(任期)

第4条 福祉協力委員の任期は、原則として2年とする。但し、再任は妨げない。
2 補欠により就任した福祉協力委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動内容)

第5条 福祉協力委員は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 支援が必要な地域住民の早期発見及び日常的な見守り支援活動
(2) 地域内で発見した生活課題を区長または民生委員児童委員を通じて専門機関につなげる
(3) 区福祉推進会の事業を区長及び民生委員児童委員と共に推進する
(4) その他、地域内における福祉向上のために必要と思われること

(活動上の注意事項)

第6条 福祉協力委員は、その活動において、次の事項を守らなければならない。
(1) 特定の政治・宗教・団体等のためや営利目的等に活動を利用してはならない
(2) 個人のプライバシーを活動上必要でない第三者に漏らしてはならない
(3) 活動中の事故防止に努めるとともに、万一に備えて必ずボランティア保険に加入しなければならない
(4) その他、区福祉推進会の指導方針に則り、独断的な活動にならないよう留意する

(附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
平成7年2月7日施行した従来の福祉委員設置要綱は、平成15年3月31日をもって廃止する。
この要綱は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
平成29年6月12日施行した従来の福祉協力委員設置要綱は、令和2年3月31日を以て廃止する。
この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。





メモページとしてお使いください



7 関係機関の連絡先一覧

| 主な相談内容 | 名称 | 住所 | 電話番号 |
|-----------------------------------|------------------|-------------|---------|
| 高齢・障がい・児童・生活困窮等に関する事 | 西都市福祉事務所 | 聖陵町2丁目1番地 | 43-0376 |
| 介護予防・健康づくり等に関する事 | 西都市健康管理課 | // | 43-0378 |
| ゴミの処理方法、特殊詐欺被害防止等に関する事 | 西都市生活環境課 | // | 43-3485 |
| 水道料金等に関する事 | 西都市上下水道課 | // | 43-1325 |
| 市営住宅等に関する事 | 西都市建築住宅課 | // | 43-0379 |
| 市道等に関する事 | 西都市建設課 | // | 43-0381 |
| マイナンバーカードに関する事 | 西都市市民課 | // | 35-3020 |
| 年金に関する事 | | | 43-1221 |
| 災害等に関する事 | 西都市危機管理課 | // | 43-0380 |
| 事件・事故等に関する事 | 西都警察署 | 小野崎2丁目44番地 | 43-0110 |
| 救急・火災等に関する事 | 西都消防署 | 大字三宅2445-13 | 43-3003 |
| (妻北・穂北・東米良) 高齢者の生活・介護・虐待等に関する事 | 西都市北地区地域包括支援センター | 御舟町2丁目63 | 32-9595 |
| (妻南・三納・都於郡・三財) 高齢者の生活・介護・虐待等に関する事 | 西都市南地区地域包括支援センター | 大字清水1035番地1 | 41-0511 |
| 生活の困りごとに関する事 | 西都市社会福祉協議会/総合相談 | // | 43-4613 |



【発行】 令和3年7月
 社会福祉法人西都市社会福祉協議会
 総務課/地域福祉係
 電話 43-3160 FAX 42-4743

